青森県報
号外第二十号
令和三年三月二十九日（月曜日）

目次

規則

○青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則……………………（市町村課）…一
○青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……（港湾空港課）…二
○青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例施行規則を廃止する規則……………………（保健衛生課）…二

告示

○青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号、第二号及び第三号の知事が定める者並びに同号の知事が定める場合の一部改正………（建築住宅課）…二
○公平委員会の事務の受託……………………（人事委員会事務局）…二
○右　同……………………（同）…三
○右　同……………………（同）…三

人事委員会

○人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則……………………（職員課）…四
○人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則……………………（同）…四
○人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則……………………（同）…四
○人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則……………………（同）…五

規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事　三村申吾

青森県規則第四号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則（平成十二年三月青森県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四十五条第十二号」を「第四十四条第十二号」に改め、同条第一号中「第四条第三項第十三号」を「第四条第三項第十四号」に、「第四十五条第一号」を「第四十四条第一号」に改め、同条第二号及び第三号中「第四十五条第八号」を「第四十四条第八号」に改め、同条第四号中「第四十五条第九号」を「第四十四条第九号」に改める。

第五条中「第四十七条第七号」を「第四十六条第七号」に改める。

第六条中「第五十条第六号」を「第四十九条第六号」に改め、同条第一号中「第五十条第二号」を「第四十九条第二号」に改め、同条第二号中「第五十条第三号」を「第四十九条第三号」に改める。

第七条中「第五十一条」を「第五十条」に改める。

第八条中「第五十三条第五号」を「第五十二条第五号」に改める。

附　則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

青森県規則第五号

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

青森県港湾管理条例施行規則（平成十二年三月青森県規則第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五号に」を「第六号に」に、「、船舶給水施設及びひき船」を「及び船舶給水施設」に改め、第八号を削り、同条第九号中「第九号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「第十号様式」を「第九号様式」に改め、同号を同条第九号とする。

第三条第一号中「第十一号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二号中「第十二号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第三号中「第十三号様式」を「第十二号様式」に改める。

第五条第三項中「第十四号様式」を「第十三号様式」に改め、同条第四項中「第十五号様式」を「第十四号様式」に改める。

第六条第二項中「第十六号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第三項中「第十七号様式」を「第十六号様式」に改める。

第八号様式を削り、第九号様式を第八号様式とし、第十号様式から第十七号様式までを一様式ずつ繰り上げる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

青森県規則第六号

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例施行規則を廃止する規則

青森県魚介類行商及びアイスクリーム類行商に関する条例施行規則（昭和三十四年三月青森県規則第二十三号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

告　示

青森県告示第二百三十号

平成二十八年四月一日青森県告示第二百五十三号（青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号、第二号及び第三号の知事が定める者並びに同号の知事が定める場合）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

第二号イ中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号ロ中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、第三号イ中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号ロ中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

青森県告示第二百三十一号

県は、津軽広域水道企業団から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

令和三年三月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

津軽広域水道企業団と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務委託）

第一条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、津軽広域水道企業団（以下「甲」という。）は、同法その他の法律に基づきその権限に属せしめられた事務を青森県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条　乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

（その他必要な事項）

第三条　この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附　則

この規約は、告示の日から施行する。

青森県告示第二百三十二号

県は、久吉ダム水道企業団から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

令和三年三月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

久吉ダム水道企業団と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務委託）

第一条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、久吉ダム水道企業団（以下「甲」という。）は、同法その他の法律に基づきその権限に属せしめられた事務を青森県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条　乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

（その他必要な事項）

第三条　この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附　則

この規約は、告示の日から施行する。

青森県告示第二百三十三号

県は、八戸圏域水道企業団から、次の規約により、公平委員会の事務の委託を受けた。

令和三年三月二十九日

青森県知事　三　村　申　吾

八戸圏域水道企業団と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務委託）

第一条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、八戸圏域水道企業団（以下「甲」という。）は、同法その他の法律に基づきその権限に属せしめられた事務を青森県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条　乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

（その他必要な事項）

第三条　この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附　則

この規約は、告示の日から施行する。

人事委員会

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県人事委員会委員長　熊　地　貴　志

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を次のように改正する。

附則第一項第一号中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の規定は、令和三年二月十三日から適用する。

人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県人事委員会委員長　熊　地　貴　志

人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一〇（学校職員の特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中の表の高等学校の項中「及び三本木農業高等学校」を「、三本木農業高等学校及び三本木農業恵拓高等学校」に改める。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県人事委員会委員長　熊　地　貴　志

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の表中

「清水頭小学校｜三戸郡田子町大字田子字清水頭一八
西越小学校｜三戸郡新郷村大字西越字佐野平五七」を

「清水頭小学校｜三戸郡田子町大字田子字清水頭一八」に改める。

別表第一の中学校の表中

「第二中学校｜上北郡六ケ所村大字倉内字湯沢一二の一
奥戸中学校｜下北郡大間町大字奥戸字館ノ上九六の七」を

「第二中学校｜上北郡六ケ所村大字倉内字湯沢一二の一」に、

「野沢中学校｜三戸郡新郷村大字西越字佐野平二一」を

「新郷中学校｜三戸郡新郷村大字西越字佐野平二一」に、

「泊中学校｜上北郡六ケ所村大字泊字焼山六一の一」を

「泊中学校｜上北郡六ケ所村大字泊字川原七五の一七」に改める。

別表第三の中学校の表中

「

四和中学校	十和田市大字米田字高谷一四〇
新郷中学校	三戸郡新郷村大字戸来字大久保一

」を

「

四和中学校	十和田市大字米田字高谷一四〇

」に改める。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十九日

青森県人事委員会委員長　熊　地　貴　志

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「

むつ警察署脇野沢警察官駐在所	むつ市脇野沢本村二三
野辺地警察署千歳平警察官駐在所	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎三九八の二

」を

「

むつ警察署脇野沢警察官駐在所	むつ市脇野沢本村二三

」に改める。

別表第二中

「

青森警察署東田沢警察官駐在所	東津軽郡平内町大字東田沢字田沢二の二
外ヶ浜警察署平舘警察官駐在所	東津軽郡外ヶ浜町字平舘根岸湯の沢一の六

」を

「

外ヶ浜警察署平舘警察官駐在所	東津軽郡外ヶ浜町字平舘根岸湯の沢一の六

」に、

「

野辺地警察署横浜警察官駐在所	上北郡横浜町字屋敷形六三の一一
野辺地警察署平沼警察官駐在所	上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂二六の一

」を

「

野辺地警察署横浜警察官駐在所	上北郡横浜町字屋敷形六三の一一

」に、

「

大間高等学校	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の四三
大湊高等学校川内校舎	むつ市川内町家ノ上四八

」を

「

大間高等学校	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の四三

」に改める。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価　小口一枚ニ付十五円